

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にあり、16時間を連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するため、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。

私たちは、安全・安心の医療・介護の実現のために下記の事項について国に要望します。

記

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - ①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - ②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - ③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
4. 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月20日

小 諸 市 議 会